

平成20年 6月 2日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
市場部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

「株券電子化に伴う制度整備について」

2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成20年 6月30日（月）

(2) 提出方法：郵便、ファクシミリ、E-Mail

(3) 提出先

① 住 所：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAX：092-713-1540

③ E-Mail：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

平成20年 6月30日（月）以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

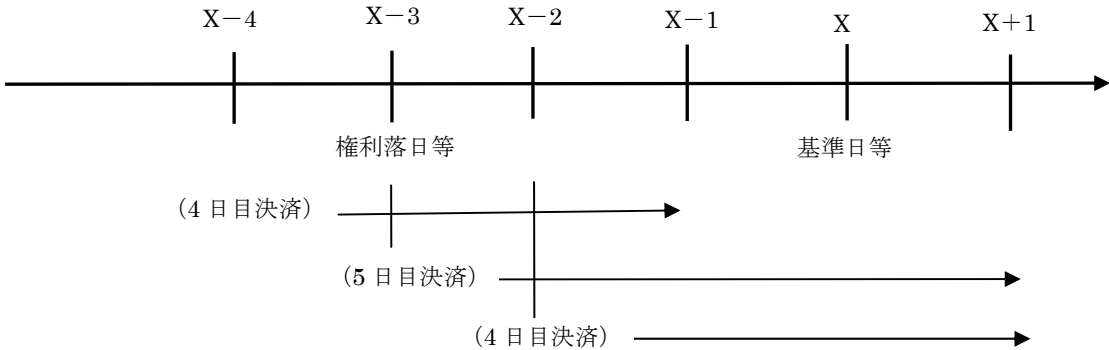
証券会員制法人 福岡証券取引所 市場部

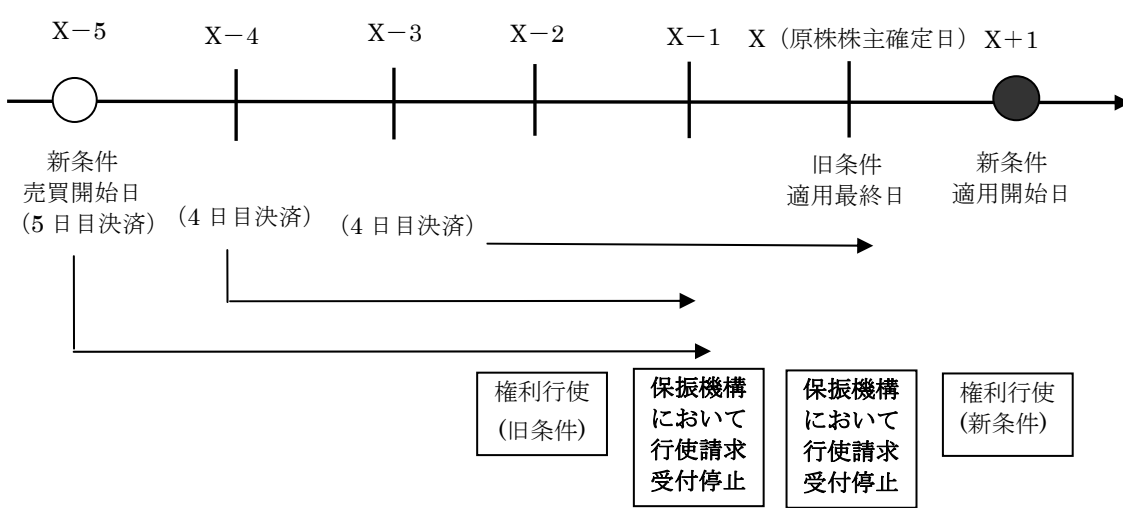
TEL (092) 741-8231

株券電子化に伴う制度整備について

平成20年 6月 2日
証券会員制法人 福岡証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年1月を目途に、金融商品取引所に上場している株券、投資証券、優先出資証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）の電子化が実施されることに伴い、本所の諸制度について所要の整備を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の電子化を規定する法律（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）は来年6月までの一定の日に施行されますが、実務界では実施目標日を来年1月5日としています。 ・ 上場投資信託については、本年1月に既に電子化されています。
II. 概要		
1. 会員と顧客の間の株券等の決済方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の売買における会員と顧客との間の決済は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく口座の振替により行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子化後に上場する新株予約権証券については、(株)証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度において取り扱われる予定です。
2. 信託金の代用有価証券の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託金の有価証券による代用預託を廃止し、現金による預託に限ることとします。 	

項 目	内 容	備 考
<p>3. コーポレートアクション等の取扱いについて</p> <p>(1) 5日目決済の取扱いについて</p>	<p>・ 現行制度において、株券等の普通取引の決済を、売買契約締結の日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に行うこととしている事象に係る株券等の決済日の取扱いは、従前どおり（5日目決済：下図参照）とします。また、利付転換社債型新株予約権付社債券において6日目決済としている事象（業務規程第8条第4項及び第5項）についても、原則、従前どおりの取扱いとします。</p>  <p>・ 現在、株券等の保管及び振替に関する法律により、いわゆる中間決算を行わない上場会社も事業年度開始日から起算して六月を経過したときに基準日を設定することとされ、これに伴い、本所では、業務規程第8条第3項第4号（備考⑤参照）に基づき、当該基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととしています。振替法においても上場会社等について同様に規定されていることを踏まえ、本所における決済日の取扱いについても、従前どおり（5日目決済）とします。</p>	<p>・ 株券等の普通取引の決済が5日目決済となる事象</p> <p>①株券等（転換社債型新株予約権付社債券を除く。⑤において同じ。）の配当落・権利落</p> <p>②優先株についての取得対価の変更</p> <p>③転換社債型新株予約権付社債券についての行使条件の変更</p> <p>④転換社債型新株予約権付社債券についての期中償還請求権に係る権利落</p> <p>⑤株券等について株券等の保管及び振替に関する法律に基づく実質株主（優先出資者及び投資主を含む）通知を行うため本所が必要と認める場合</p> <p>⑥利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の4日前</p> <p>⑦利付転換社債型新株予約権付社債券の行使条件変更日または期中償還請求期間満了日が利払期日と近</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>・ 上場会社の請求により株券等に係る総株主通知等が行われる場合において、株主等の確定に係る基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。</p> <p>・ 転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更について、旧条件が適用される最終日が当該転換社債型新株予約権付社債券を発行する上場会社の株券に係る株主確定日又はその前日（＝保管振替機構における行使請求取次制限日）に該当する場合、当該株主確定日等の2日前が旧条件での行使請求期間の最終日となり、当該行使請求期間最終日から起算して4日前に行われる当該転換社債型新株予約権付社債券の普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。（下図参照）</p> 	<p>接する場合（業務規程第8条第4項）</p> <p>・ 5日目決済となっている事象に係る決済日の取扱いについて株券電子化後の状況を踏まえ検討を行うこととします。</p>

項 目	内 容				備 考																																																									
(2) コーポレートアクションに伴う上場日・上場廃止日に係る取扱い	<p>・株券電子化実施日以降における、コーポレートアクションに係る株券の各種上場日の取扱いは、保管振替機構における新規記録のタイミングが変更されること等に伴い、原則、以下のとおりとなります。</p>				<p>・各種のコーポレートアクションに係る上場廃止日については現行規定からの変更点はありません。</p>																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 424 748 459">対象事象</th> <th data-bbox="748 424 1050 459">上場区分</th> <th data-bbox="1050 424 1308 459">上場日</th> <th data-bbox="1308 424 1563 459">(参考) 現行上場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 459 748 544">株主割当増資 (発行日決済取引)</td> <td data-bbox="748 459 1050 544">新規上場 新旧併合</td> <td data-bbox="1050 459 1308 544">権利落日 取引最終日(払込期日) の翌日</td> <td data-bbox="1308 459 1563 544">権利落日 取引最終日(新株券送 日の翌営業日)の翌日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 544 748 655">株主割当増資 (発行日決済取引なし)</td> <td data-bbox="748 544 1050 655">追加上場</td> <td data-bbox="1050 544 1308 655">払込期日の翌日</td> <td data-bbox="1308 544 1563 655">新株券送付日(ただし払 込期日に株券送付を行 う場合は払込期日の翌 日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 655 748 691">募集(買取引受)</td> <td data-bbox="748 655 1050 691">追加上場</td> <td data-bbox="1050 655 1308 691">払込期日の翌日</td> <td data-bbox="1308 655 1563 691">払込期日の翌日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 691 748 802">募集(残額引受)</td> <td data-bbox="748 691 1050 802">追加上場</td> <td data-bbox="1050 691 1308 802">払込期日の翌日</td> <td data-bbox="1308 691 1563 802">引受人に対する新株券 交付日(ただし払込期日 に株券交付を行う場合 は払込期日の翌日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 802 748 914">第三者割当増資</td> <td data-bbox="748 802 1050 914">追加上場</td> <td data-bbox="1050 802 1308 914">払込期日の2営業日後 の日</td> <td data-bbox="1308 802 1563 914">新株券交付日(ただし払 込期日に株券交付を行 う場合は払込期日の翌 日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 914 748 949">株式分割</td> <td data-bbox="748 914 1050 949">追加上場</td> <td data-bbox="1050 914 1308 949">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 914 1563 949">効力発生日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 949 748 984">株式無償割当て</td> <td data-bbox="748 949 1050 984">追加上場</td> <td data-bbox="1050 949 1308 984">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 949 1563 984">効力発生日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 984 748 1019">株式併合</td> <td data-bbox="748 984 1050 1019">変更上場</td> <td data-bbox="1050 984 1308 1019">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 984 1563 1019">効力発生日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1019 748 1054">吸収合併</td> <td data-bbox="748 1019 1050 1054">被合併会社株主割当て分の 追加上場</td> <td data-bbox="1050 1019 1308 1054">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1019 1563 1054">効力発生日(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1054 748 1139">新設合併</td> <td data-bbox="748 1054 1050 1139">被合併会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)</td> <td data-bbox="1050 1054 1308 1139">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1054 1563 1139">効力発生日(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1139 748 1190">株式交換</td> <td data-bbox="748 1139 1050 1190">完全子会社株主割当て分の 追加上場</td> <td data-bbox="1050 1139 1308 1190">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1139 1563 1190">効力発生日(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1190 748 1279">株式移転</td> <td data-bbox="748 1190 1050 1279">完全子会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)</td> <td data-bbox="1050 1190 1308 1279">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1190 1563 1279">効力発生日(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1279 748 1331">吸収分割</td> <td data-bbox="748 1279 1050 1331">分割会社割当て分 の追加上場</td> <td data-bbox="1050 1279 1308 1331">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1279 1563 1331">株券送付日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1331 748 1369">新設分割</td> <td data-bbox="748 1331 1050 1369">新規上場</td> <td data-bbox="1050 1331 1308 1369">効力発生日</td> <td data-bbox="1308 1331 1563 1369">効力発生日</td> </tr> </tbody> </table>	対象事象	上場区分	上場日	(参考) 現行上場日	株主割当増資 (発行日決済取引)	新規上場 新旧併合	権利落日 取引最終日(払込期日) の翌日	権利落日 取引最終日(新株券送 日の翌営業日)の翌日	株主割当増資 (発行日決済取引なし)	追加上場	払込期日の翌日	新株券送付日(ただし払 込期日に株券送付を行 う場合は払込期日の翌 日)	募集(買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	払込期日の翌日	募集(残額引受)	追加上場	払込期日の翌日	引受人に対する新株券 交付日(ただし払込期日 に株券交付を行う場合 は払込期日の翌日)	第三者割当増資	追加上場	払込期日の2営業日後 の日	新株券交付日(ただし払 込期日に株券交付を行 う場合は払込期日の翌 日)	株式分割	追加上場	効力発生日	効力発生日	株式無償割当て	追加上場	効力発生日	効力発生日	株式併合	変更上場	効力発生日	効力発生日	吸収合併	被合併会社株主割当て分の 追加上場	効力発生日	効力発生日(※)	新設合併	被合併会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日(※)	株式交換	完全子会社株主割当て分の 追加上場	効力発生日	効力発生日(※)	株式移転	完全子会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日(※)	吸収分割	分割会社割当て分 の追加上場	効力発生日	株券送付日	新設分割	新規上場	効力発生日	効力発生日	<p>・上場日及び上場廃止日については、コーポレートアクションに伴う登記の日程その他の事情により、変更されることがあります。</p>
対象事象	上場区分	上場日	(参考) 現行上場日																																																											
株主割当増資 (発行日決済取引)	新規上場 新旧併合	権利落日 取引最終日(払込期日) の翌日	権利落日 取引最終日(新株券送 日の翌営業日)の翌日																																																											
株主割当増資 (発行日決済取引なし)	追加上場	払込期日の翌日	新株券送付日(ただし払 込期日に株券送付を行 う場合は払込期日の翌 日)																																																											
募集(買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	払込期日の翌日																																																											
募集(残額引受)	追加上場	払込期日の翌日	引受人に対する新株券 交付日(ただし払込期日 に株券交付を行う場合 は払込期日の翌日)																																																											
第三者割当増資	追加上場	払込期日の2営業日後 の日	新株券交付日(ただし払 込期日に株券交付を行 う場合は払込期日の翌 日)																																																											
株式分割	追加上場	効力発生日	効力発生日																																																											
株式無償割当て	追加上場	効力発生日	効力発生日																																																											
株式併合	変更上場	効力発生日	効力発生日																																																											
吸収合併	被合併会社株主割当て分の 追加上場	効力発生日	効力発生日(※)																																																											
新設合併	被合併会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日(※)																																																											
株式交換	完全子会社株主割当て分の 追加上場	効力発生日	効力発生日(※)																																																											
株式移転	完全子会社株主割当て分の 新規上場(非公開会社株主割 当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日(※)																																																											
吸収分割	分割会社割当て分 の追加上場	効力発生日	株券送付日																																																											
新設分割	新規上場	効力発生日	効力発生日																																																											
	(※) 非公開会社株主への割当て分については株券送付日。																																																													

項 目	内 容	備 考
(3) 株式併合・株式分割時における期間売買停止に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・株式併合については、効力発生日の4営業日前から効力発生日前日までの間、売買停止とすることとします（現行どおり。）。 ・株式分割については、分割と同時に単元株式数のくくり上げが行われる場合には、効力発生日の4営業日前から効力発生日の前日までの間、売買停止とすることとします（現行どおり。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式併合・株式分割に係る期間売買停止措置については、平成22年初頭を目途に廃止することを検討します。
(4) 発行日決済取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・株券の株主有償割当及び優先出資証券の優先出資者有償割当に係る発行日決済取引については、引き続き存続します。 ・株券、優先出資証券及び投資証券の募集に係る発行日決済取引を廃止することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償割当に係る発行日決済取引は廃止します。
4. 移行に係る措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・株券等の電子化の施行日前後における新規上場及びコーポレートアクション等については、法令上の制約や実務面の特別な事務処理等から一定期間制限されることとなります。（詳細は、参考：保管振替機構公表資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」（平成20年1月15日版）を御参照下さい。） ・株券等の電子化移行に係る実質株主（実質投資主及び実質優先出資者を含む。）の確定日が本所における普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付則において規定する予定です。来年1月5日に株券等の電子化が実施される場合において、本年12月25日分の株券等の普通取引について5日目決済となることを規定するものです。

項 目	内 容	備 考
5. その他 (1) 抽せん償還条件付きの転換社債型新株予約権付社債について (2) 上場基準の整備について (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・抽せん償還が行われる条件が付された転換社債型新株予約権付社債については上場対象としないこととします。 ・株券等について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象となくなった場合には上場廃止とします。 ・新規上場の際の株券等の様式に係る規定及び見本株券等の提出に係る規定を廃止します。 ・株券等の決済物件に関する事項に係る規定を廃止します。 ・所要の用語の整備を行います。 ・その他所要の改正を行います。 	
Ⅲ. 実施時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年1月を目途に実施します。 ・項番4. の株券等の電子化移行に係る実質株主等の確定日に関する5日目決済の規定については、別途本年中に実施することとします。 	

以 上

(参考)

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

((株)証券保管振替機構作成)

■ 株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

株券等の電子化の施行日前後において実施される各種コーポレートアクション等については、法令上の制約が生じるほか、実務面においても、各関係者においては株式等振替制度への移行に伴う特別な事務処理等が発生することが見込まれているため、円滑な移行を行うためには、一定期間の制限が必要となる。

<施行日前後に行われるコーポレートアクションに係る主な留意点>

	法律面	実務面
施行日前	<ul style="list-style-type: none"> ○決済合理化法附則第 1 2 条 ※施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間は、預託及び交付の請求をすることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の早期実施に係る対応 ○施行日前日における実質株主通知に係る処理 ○区分口座対応、質権口座の記録内容の通知 ○新株予約権付社債の集中移行に係る対応 等
施行日後	<ul style="list-style-type: none"> ○振替法第 1 3 1 条第 1 項の通知（一定の日の 1 か月前までに会社が行う株主等への通知） ○振替法第 1 3 6 条第 1 項等の通知（効力発生日等の 2 週間前までに会社が行う振替機関（機構）への通知） ○振替法第 1 6 3 条第 1 項、第 1 9 2 条第 1 項の決定（当該決定は、施行日後に行う必要がある。） ○会社法第 2 4 0 条第 2 項及び第 3 項（会社は、新株予約権及び新株予約権付社債の募集に際して払込期日の 2 週間前までに公告を行う必要がある。） ※振替制度において実施するコーポレートアクション等については、上記要件（通知の開始日が施行日以降 等）を満たす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新システムへの切替え、転記処理 ○施行日前日の実質株主名簿確定に係る処理 ○施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録処理 ○特例新株予約権付社債の振替受入簿の作成 等

1. 株式

(1) 施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1	<ul style="list-style-type: none"> ○決済合理化法附則第 1 2 条（預託・交付の制限期間） ⇒当該期間における預託及び交付処理は行えない。 	施行日の 2 週間前 の日から施行 日前日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ○新規取扱開始（新規上場） ○保振制度を利用した公募 ○預託を伴う売出し ○自己株式の消却手続に伴う交付

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
2	<p>○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間においては、株主確定日の間隔を中 1 2 営業日以上設ける必要がある。</p> <p>※現行の実質株主通知においては、株主確定日の間隔を中 8 営業日以上設ける必要がある。（株式併合の効力発生日等、配分処理を伴う株主確定日からは、実務上、約 3 週間程度間隔を設ける必要がある。）</p> <p>※施行日前日に近接する（施行日の 1 3 営業日前の日から施行日前日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る実質株主通知は除く。</p> <p>※施行日前日の実質株主通知に係る処理と同視できる株主確定日のうち、配分処理等を伴わないもの（例：施行日を 1 月 5 日とした場合、1 2 月末日を株主確定日とする剰余金の配当や臨時株主総会に係る基準日の設定など。対等で行われる会社合併、株式交換、株式移転等は除く。）については設定が可能。</p> <p>※端株制度採用会社が振替制度への移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度の採用（会社法第 1 9 1 条・整備法第 8 6 条第 2 項）は除く。</p>	施行日の 1 3 営業日前の日から施行日前日までの間	<p>○基準日の設定</p> <p>○株主有償割当増資</p> <p>○株式無償割当</p> <p>○株式併合</p> <p>○株式分割</p> <p>○会社合併（新設合併消滅会社又は吸収合併消滅会社となる場合に限る。）</p> <p>○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。）</p> <p>○株式移転</p> <p>○会社分割（吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。）</p>

(2) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
3	<p>○振替法第 1 3 1 条第 1 項の通知 ⇒会社が振替株式を交付する場合において株主等の口座を知ることができないときは、一定の日の 1 月前までに、株主等への通知をしなければならない。</p>	施行日から施行日の 1 か月後の日の翌日までの間	<p>○新規取扱開始（上場会社どうしの株式移転、株式交換及び会社合併によるテクニカル上場は除く。）</p> <p>※振替制度においては、新規上場日の前営業日を取扱開始日としているため、新規上場日の制限期間は、施行日から 1 か月後の日の翌日の翌営業日までの間となる。</p> <p>○株式交換（非上場会社を株式交換完全子会社とする場合に限る。）</p> <p>○会社合併（非上場会社を新設合併消滅会社又は非上場会社（完全子会社を除く。）を吸収合併消滅会社とする場合に限る。）</p>

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
4	<p>○振替法第 136 条第 1 項の通知 ○振替法第 137 条第 1 項の通知 ○振替法第 138 条第 1 項の通知 ○振替法第 151 条第 7 項の通知 ○振替法第 157 条第 3 項又は第 160 条第 3 項に基づく振替法第 135 条第 1 項の通知</p> <p>⇒会社は、効力発生日等の 2 週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。</p>	<p>施行日から施行日の 2 週間後の日までの間</p>	<p>○基準日の設定 ○株主有償割当増資 ○株式無償割当 ○株式併合 ○株式分割 ○会社合併 ○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。） ○株式移転 ○会社分割（吸収分割承継会社又は新分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。） ○取得条項付株式の全部取得</p>
5	<p>○近接した株主確定日（総株主通知）の設定</p> <p>⇒実務上、施行日前日の株主名簿確定処理期間中は株主確定日を設定することができない。</p> <p>※振替制度においては、株主確定日の間隔を中 7 営業日以上設ける必要がある。</p> <p>※施行日前日に近接する（施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る総株主通知は除く。</p> <p>※会社からの請求に基づく総株主通知についても制限の対象となる。</p>	<p>施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間</p>	<p>（項番 2 と同じ）</p>
6	<p>○施行日直後の新規記録処理（公募増資・第三者割当増資）</p> <p>（発行時 DVP 方式による場合） ⇒実務上、引受主幹事証券は、機構に対して、新規記録日の 5 営業日前の日までに新規記録情報の入力等を行う必要がある。</p> <p>（発行時 DVP 方式によらない場合） ⇒実務上、口座管理機関は、機構に対して、新規記録日の 5 営業日前の日までに口座通知をする必要がある。</p>	<p>施行日から施行日から起算して 5 営業日目の日までの間</p>	<p>○公募増資に係る払込期日の設定 ○第三者割当増資に係る払込期日の設定</p>
7	<p>○施行日直後の一部抹消処理</p> <p>⇒実務上、会社は、機構に対して、一部抹消日の 2 営業日前までに一部抹消通知を行う必要がある。</p>	<p>施行日及び施行日の翌営業日</p>	<p>○自己株式消却（一部抹消）</p>

2. 新株予約権付社債

(1) 施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
8	○新株予約権付社債に係る預託及び交付の制限 ⇒実務上、当該期間における預託及び交付処理は行わない。	施行日の 2 週間前の日から施行日前日までの間	○新規取扱開始（新規上場） ○保振預託新株予約権付社債の買入消却 ○取得条項付新株予約権付社債の一部取得及び全部取得 ○抽選償還
9	○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間においては、株主確定日の間隔を中 1 2 営業日以上設ける必要がある。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受ける消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。	施行日の 1 3 営業日前の日から施行日前日までの間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継

(2) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
10	○振替法第 192 条第 1 項の決定 ⇒振替新株予約権付社債を発行する場合には、当該新株予約権付社債の発行の決定において、当該新株予約権付社債の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項 ⇒会社は、新株予約権付社債の募集を行う場合には、払込期日の 2 週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第 192 条第 1 項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の 2 週間前の公告義務のため、施行日から施行の 2 週間後の日までの間は、新規記録を行うことができない。	施行日から施行の 2 週間後の日までの間	○新規取扱開始（新規記録日の設定）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1 1	<p>○施行日直後の元利払期日の設定</p> <p>⇒実務上、元利払処理を行うためには、システム処理上、元利払期日の9営業日前の日から機構加入者に対して、元利払日程通知を行うこととしている。</p> <p>※元利払日程通知は、施行日の夜間バッチ処理での通知が最短となる。</p>	施行日から施行日から起算し10営業日目の日までの間	○元利払期日の設定
1 2	<p>○振替法第223条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知</p> <p>⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。</p> <p>○近接した株主確定日（総株主通知）の設定</p> <p>⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。</p> <p>※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受ける消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。</p>	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継（承継に係る新株予約権付社債権者確定日の設定）
1 3	<p>○振替法第217条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知</p> <p>⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。</p>	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権付社債の全部取得（全部取得日の設定）
1 4	<p>○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定</p> <p>⇒実務上、総新株予約権付社債権者通知を行うためには、新株予約権付社債権者確定日の7営業日前の日に総新株予約付社債権者通知日程案内を行うこととしている</p>	施行日から施行日から起算して9営業日までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定

3. 新株予約権

(1) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
15	<p>○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けるとする旨を定めなければならない。</p> <p>○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の間中は株主確定日を設けることはできない。</p> <p>※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや株主確定日が施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間設定できないことから新株予約権の無償割当を行うことができない。</p>	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	○新株予約権の無償割当に係る割当基準日の設定（新株予約権付社債の無償割当も同様。）
16	<p>○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けるとする旨を定めなければならない。</p> <p>○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権の募集を行う場合には、払込期日の2週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。</p> <p>※振替法第163条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、総額買取型新株予約権の新規記録を行うことができない。</p>	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○総額買取型新株予約権の新規取扱開始（新規記録日の設定）
17	<p>○振替法第189条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。</p> <p>○近接した株主確定日（総株主通知）の設定</p>	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	○合併等に伴う新株予約権の承継（承継に係る新株予約権者確定日）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
	⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権の割当を受ける消滅会社等の新株予約権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。		
18	○振替法第185条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権の全部取得（全部取得日の設定）
19	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権者通知を行うためには、新株予約権者確定日の7営業日前の日に総新株予約権者通知日程案内を行うこととしている	施行日から施行日から起算して9営業日目までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定

※新株予約権について、機構は、振替制度の施行日から取扱いを開始する予定であり、施行日前において制限されるコーポレートアクションはない。
なお、新株予約権については、新株予約権付社債のような振替制度への移行の特例措置がないため、施行日前に発行された新株予約権は、振替新株予約権にすることはできず、機構の取扱対象とならない。

4. その他権利行使等について

(1) 保管振替制度における単元未満株式の買取請求の取扱いについて【項番20】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日（当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日を言う。以下（1）～（3）において同じ。）の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の5営業日前の日から施行日前日までの間、買取請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の買取請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

(2) 保管振替制度における単元未満株式の売渡請求の取扱いについて【項番21】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の12営業日前の日から施行日前日までの間、売渡請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の売渡請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して 15 営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

(3) 保管振替制度における預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて【項番 2 2】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の 4 営業日前の日から施行日前日までの間、預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取次ぎを停止することとする。（単元未満株式の同時買取請求については、施行日前日の 5 営業日前の日から施行日の前日までの間、取次ぎを停止することとする。）

※振替制度における振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、施行日当日から受付けることとする。（単元未満株式の同時買取請求についても同様。）

(4) 機構に預託されていない新株予約権付社債（機構非取扱いの新株予約権付社債及び新株予約権を含む）に係る振替制度の施行日前後における取扱い

施行日前の 2 週間は株券の預託が禁止されるため、その間に新株予約権行使により株券の交付を受けたとしても、当該株券は機構に預託することができない（決済合理化法附則第 1 2 条）。

施行日までに機構に預託されない株式は、施行日の 1 4 営業日後の日に、施行日前日の株主名簿上の名義で、会社が開設した特別口座に記載される（決済合理化法附則第 6 条）。

特別口座に記載された振替株式を売却するためには、口座管理機関に開設した自己の口座に振り替えたうえで売却することが必要となる（振替法第 1 3 3 条）。

以上のことから、施行日前の 2 週間に新株予約権を行使する場合には、施行日前後の一定期間（最長 5 週間程度）、行使により取得した株式の売却が制限されることとなる。

(5) 機構非取扱いの優先株式の取得請求に係る振替制度の施行日前後における取扱い

上記 (4) の取扱いと同様。

以 上

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

<株式(既上場会社)>

参考1

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年																															2009年					
		12/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1/1	2	3	4		
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
・公募増資(払込期日の設定) ・売出し(預託を伴う場合) ・自己株式の消却に伴う交付	【項番1】 預託・交付の制限期間																																					
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番2】 株主確定日設定の制限期間																																					株主確定日(実質上)
・単元未満株式の買取請求	【項番20】 買取請求取次ぎの停止期間																																				株主確定日(実質上)	
・単元未満株式の売渡請求	【項番21】 売渡請求取次ぎの停止期間																																				株主確定日(実質上)	

(参考)

同意手続及び特別口座開設先等の公告の期限																																					
質権者単独での預託及び承諾のない保護預り株券の預託の特例期間																																					
質権者による株主名簿への記録の請求ができる期間																																					

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年																																				
		1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8		
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
・株式交換(非上場会社を相手とする場合) ・会社合併(非上場会社を相手とする場合)	【項番3】 「一定の日」(振替法第131条第1項)設定の制限期間(法令上)																																					(最短)一定の日
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番5】 株主確定日設定の制限期間 (1/5~1/19) 【項番4】 株式併合等の効力発生日、基準日等設定の制限期間(法令上)																																					(特別口座への新規記録日) (最短)基準日(株主確定日) (最短)実務上の効力発生日
・公募増資(払込期日の設定) ・第三者割当増資(払込期日の設定)	【項番6】 公募増資等の新規記録日設定の制限期間																																				(最短)払込期日	
・自己株式の消却	【項番7】 一部抹消日設定の制限期間																																				(最短)一部抹消日	

(参考)

登記手続の期間																																					
機構名義株式の名義書換の禁止期間																																					

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

<新株予約権付社債>

参考3

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年	2	3	4		
		12/1 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
・新株予約権付社債の発行(払込期日の設定) ・保振預託新株予約権付社債の買入消却 ・取得条項付新株予約権付社債の一部取得及び全部取得 ・抽選償還	【項番8】 預託・交付の制限期間																																					
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番2、9】 株主確定日設定の制限期間																																					
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使	【項番22】 新株予約権行使の取次ぎの停止期間																																					
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う単元未満株式の同時買取請求	【項番20】 買取請求取次ぎの停止期間																																					

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		1/5 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
・新株予約権付社債の発行(払込期日の設定)	【項番10】 振替法192条第1項、会社法第240条第2項及び第3項の制限期間(法令上)	(最短)発行決議日															(最短)払込期日																					
・新株予約権付社債の元利払	【項番11】 元利払期日設定の制限期間																(最短)元利払期日																					
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番12】 株主確定日設定の制限期間																							(振替株式の特別口座への新規記録日)	(最短)新株予約権付社債権者確定日	(最短)実務上の効力発生日												
・取得条項付新株予約権付社債の全部取得	【項番13】 全部抹消日設定の制限期間(法令上)	(最短)全部抹消の通知															(最短)全部取得日																					
・正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定	【項番14】 総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定																(最短)新株予約権付社債権者確定日																					

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
 (注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

